

徳島県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課及び徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
一般国道		四三八号	徳島市上八万町巽山六四番三地先から 名東郡佐那河内村下字庵谷一三番一地先まで 名西郡神山町上分字門屋七番二地先から 同 一三二番七地先まで
主要地方道	一七	小松島港	小松島市中田町字出口四二番五地先から 同 前原町字東四四番五地先まで
主要地方道	二二	神山鮎喰	名西郡神山町鬼籠野字東分八番二地先から 徳島市鮎喰町二丁目一六四番二地先まで
主要地方道	二二	阿南勝浦	勝浦郡勝浦町大字沼江字天川三二番地先から 同 字一楽四四番地先まで
主要地方道	三〇	徳島鴨島	徳島市中島田町二丁目二五番五地先から 同 中島田町四丁目七一番八地先まで
主要地方道	三三	小松島佐那河内	小松島市横須町字今開二一番一地先から 同 日開野町字井理守四〇番五地先まで
一般県道	一二〇	徳島小松島	徳島市津田本町三丁目四八四番一地先から 同 三七五番五地先まで
一般県道	一二九	徳島津田インタ	徳島市津田本町四丁目三八八番二地先から 同 津田海岸町一一二五番一七八地先まで
一般県道	一八一	川内埠頭	徳島市川内町加賀須野四六三番一九地先から 同 平石夷野一〇二番一地先まで
一般県道	一八九	沖ノ洲埠頭	徳島市北沖洲四丁目二三一番一地先から 同 東吉野町二丁目一番三地先まで
一般県道	二〇四	徳島沖洲インタ	徳島市北沖洲三丁目二八番一地先から 同 東沖洲一丁目二八番二地先まで 徳島市東沖洲二丁目六八番二地先 徳島市東沖洲一丁目二八番二地先 徳島市北沖洲四丁目二六番一の一四五地先から 同 二六番一の一四六地先まで

一般県道	二〇八	一宮下中筋	徳島市一宮町東丁二二一番三地先から
一般県道	二二九	古川長原港	同 上八万町下中筋八四番一地先まで 徳島市川内町平石流通団地四四番二地先から 同 平石住吉二一四番五地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和六年十一月一日